

令和5年度「みやぎのワインと6次産業化商品魅力発見フェア（PR販売会）」開催業務仕様書

1 委託業務の名称

「みやぎのワインと6次産業化商品魅力発見フェア（展示販売会）」開催業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年2月16日まで

3 目的

宮城県内のワイナリーで醸造されたワイン及び県内で製造・販売されている多様な6次産業化商品※について、直接消費者にPR販売し、認知度向上及び消費拡大を図るため「みやぎのワインと6次産業化商品魅力発見フェア（PR販売会）」（以下「販売会」という。）を実施するもの。

※：一次産業（農林漁業）と二次産業（製造業）、三次産業（小売業等）の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組（6次産業化）で作られる商品のことを指す。

4 委託業務の内容

県内ワイナリーのワインや県内の6次産業化事業者が製造した商品の魅力を多くの消費者に訴求する販売会を実施するため、開催に係る企画及び運営、販売会の広報・宣伝、会場設営等（会場設営・撤去・警備等）に係る業務を実施すること。

なお、販売会の企画及び運営に係るすべての事務は受注者が行うこと。業務の内容は次のとおり。

【販売会概要】

項目	内 容
出展者	県内のワイナリー及び6次産業化関連事業者
出展ブース数（予定）	16ブース程度
出展者数（予定）	16者程度
販売商品	県内産ワイン、6次産業化商品等

(1) 開催場所の選定及び開催日時の決定

イ 開催場所の選定

百貨店や専門店、交通・観光拠点等、県内の主要拠点であり、集客や交流人口の多い場所を会場として選定し提案すること。

ロ 開催日時の決定

開催日時は、令和5年10月から令和6年1月までの土曜日及び日曜日を含む3日間とする。

なお、3日間連続で実施すること。

(2) 出展者との連絡・調整

発注者が指定する出展者に対する本事業に係る連絡及び調整を必要に応じて直接出展者で行うこと。また、出展者からの各種問合せ等にも対応すること。

(3) 出展者向け説明会の開催

発注者及び開催場所の管理者と調整し、発注者が募集・選定した出展者を対象とした販売会開催に関する事前説明会を開催すること。

(4) 出展者との帳合及び売上、販売手数料等の額の確定等精算業務

出展者等と出展料・販売手数料等の支払いに係る額の確定等、本事業に必要な精算業務について対応すること。

(5) 販売ブース等の会場設営及び装飾・撤去、販売会の運営

イ 販売ブース等の会場設営及び装飾・撤去

① 消費者の購買意欲の向上、ワインや6次産業化商品のPRにつながる会場のレイアウト及び装飾とすること（会場レイアウト図の作成を含む。）。また、会場のレイアウト及び装飾は、デザインや色彩を揃え、統一感を持たせること。

② 消費者との対面販売ができるようなレイアウトにすること。

③ 会場の利用者や消費者の通行、出展者等に配慮したレイアウトにすること。

④ バックヤードを設置すること。

なお、販売中の出展者が使用できるよう十分なスペースを確保すること。

⑤ 出展者が使用する常温什器及び冷蔵・冷凍什器等を会場レイアウトに合わせ必要数設置すること。

⑥ 出展者の状況に応じ、安全管理が行える範囲で電気供給・コンセントを必要数設置すること。

⑦ 販売会終了後、設営した販売ブース等を撤去すること。

ロ 販売会の運営

販売ブースの設営により、円滑なイベント運営を実施すること。また、出展者が相互に協力し、集客や販売促進の効果があらわれるようなイベントを実施すること。

なお、出展者及び購買者等の安全にも留意すること。

(6) 夜間警備

販売会の期間中など必要な時間において、安全管理のために十分な警備を手配すること。

(7) スタッフの配置

発注者及び出展者、開催場所の管理者等との連絡調整、販売ブースの運営・統括を行うためのスタッフを配置すること。

なお、販売会の期間中、スタッフを常駐すること。

(8) 販売会の広報・宣伝

販売会の開催について、新聞広告へのチラシの折り込みやWEB 媒体、SNS の活用、メディア訪問等様々な方法により、効果的に誘客を図ること。広報・宣伝媒体及び時期等について提案すること。

(9) 出展者アンケートの実施

販売会の出展者に対して、開催後に販売会に関するアンケートを実施し、取りまとめを行うこと。

(10) 成果物に関すること

イ 成果物の提出について

この業務の成果物として、業務内容実施報告書（別紙1、販売会の集客数及び売上金額等を含む。）を作成し、業務完了報告書（様式第1号）に添付して提出すること。また、下記ロで発注者に帰属される各種素材画像データ及び制作したデザインデータ等の制作物の電子データを提出すること。

ロ 成果物の利用について

この業務で撮影した各種素材画像データ及び制作したデザインデータ等の制作物の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、この業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

ハ 成果物の権利等について成果物の権利等について

- ① 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと
- ② 人物を採用する場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ③ 制作物について、発注者に対し受注者は著作権者人格権の行使を行わないものとする。
- ④ 受注者は、本業務において撮影した各種素材画像データ及び制作したデザインデータ等の制作物について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権侵害を主張していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。

(11) その他

業務の目的を達成するために、同事業企画提案募集要領 第1の5 事業費の範囲内で、独自の企画があれば提案すること。

5 委託業務の運営管理

受注者は、状況に応じて業務の進捗状況を随時発注者に対して報告するとともに、必要に応じて発注者と打合せ等を行うものとする。

6 委託経費の確定

受託者は、本業務の完了後、業務完了報告書（様式第1号）を作成し発注者に提出する。発注者は、別途委託契約書に記載する委託金額を限度として、業務完了報告書を審査して確定した委託金を支払うものとする。

7 その他

- (1) 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、履行期間にかかわらず、決して第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本事業の実施に当たって、発注者と事前に協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議すること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 業務の目的を達成するために、発注者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うことができるものとし、受注者はこの指示に従うこと。

- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要があるが生じたときは、速やかに発注者と協議を行い、その指示に従うこととする。
- (6) 印刷物の作成に際しては、環境に配慮すること。